

適正取引推進講習会

入場
無料

適正な下請取引は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

あなたの企業は大丈夫？？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせる**ことも認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！
責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。
正しい知識獲得を目指しましょう！

【講座①】 下請代金支払遅延等防止法 「基礎」と「実践」

【講座②】 今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！

- 日 時：2016年11月25日（金）13:00～18:00
- 会 場：平塚信用金庫 本店7階会議室
平塚市紅谷町11-19
- 主 催：中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）
<http://www.tekitori.org>
- 共 催：平塚信用金庫

TRiBank Hiratsuka 平塚信用金庫

ごあんない



会場

平塚信用金庫本店
7階会議室

住所

平塚市紅谷町11-19

アクセス

平塚駅北口から
徒歩5分

電話

0463-24-3044
営業統括部
(担当者：中園)

FAX送信：0463-23-3457 申込書

平塚信用金庫での「適正取引推進講習会」への参加を希望します。

ご参加希望のコースに「○」をご記入ください。

会社名		住所		電話番号	
	①	下請代金法(基礎コース)	13:00~14:30(90分)	参加者名:	
	②	下請代金法(実践コース)	14:45~16:15(90分)	参加者名:	
	③	消費税転嫁対策特別措置法	16:30~18:00(90分)	参加者名:	

※コースごとに参加者を変更することも可能になります。

※1コースのみの参加も可能になります。

※ご提供いただいた個人情報は、本相談会を実施する目的以外には使用いたしません。

※お申込が定数に達した場合、お申込をお受けできない場合がございます。